

令和8年度那覇港等におけるヒアリ侵入状況確認調査業務 仕様書

1. 業務の目的

特定外来生物に指定されているヒアリ (*Solenopsis invicta*) が平成29年6月以降、港湾地域を中心に日本各地で発見されている。

発見されたヒアリの多くは中国由来のコンテナや製品に付着・混入していたことから、環境省では中国等ヒアリ生息地からの定期コンテナ航路を有する65港湾を対象に定期的に侵入状況の調査を実施している。さらに、令和元年10月に東京港青海ふ頭のコンテナヤードにおいて多数のヒアリの女王アリを含むコロニーが確認されたことを踏まえ、全国の港湾においても必要に応じて調査手法等を改善した上で調査を継続・強化している。これまでの調査の結果、国内ではヒアリの定着は確認されていないが、定着を防ぐためには、引き続き港湾地域での警戒が不可欠である。

本業務では、ヒアリ類の侵入状況を確認するため、沖縄管内において国際取引のある港湾における調査を実施する。

2. 業務内容

(1) ヒアリ類の侵入状況確認調査

那覇港及び石垣港の港湾地区を対象として、中国等ヒアリ生息地から輸送されたコンテナの保管場所及びその周辺等、ヒアリの侵入が疑われる場所において、ベイト（誘引剤）を活用した目視調査（必要な場所にベイトを設置し、専門の調査員が踏査しながら確認）により実施する。

- ① ベイトトラップの設置個数は、夏季、秋季ともに那覇港で100個、石垣港で100個程度とし、設置から40分から50分程度で回収する。設置箇所は各港湾の状況に応じて環境省沖縄奄美自然環境事務所担当官（以下「環境省担当官」という。）と協議の上、実施すること。特にコンテナヤード内においては、敷地内の通路等を網羅的に踏査するとともに、舗装の隙間や割れ目、土壌や草が存在する箇所については必ずベイトを設置し、入念に調査を行うこと。その他、港湾内の植栽や緑地帯等の定着リスクの高い場所も対象に加えること。なお、ベイトトラップは請負者にて用意すること。
- ② アリの存在を確認した場所については近接コンテナが後日特定できるよう、コンテナ番号等を記録すること。
- ③ 港湾区域への立入りのための関係者との調整については、請負者が実施することとし、具体的な実施方法等については、各港湾の状況を踏まえて環境省担当官と協議の上実施すること。一部の港湾については、コンテナヤード内への立ち入り制限のために作業時間が限られていることから、対応できるよう人員体制を整えること。
- ④ 現地の状況により、上記で指定する目視による調査が不可能であると判断される場合については、その理由を整理した上で実施方法について環境省担当官と協議すること。やむを得ず粘着トラップを使用する場合は、誘引餌を用いずに3日以上設置することを原則とするが、調査にあたっては予め環境省担当官と協議し、了解を得ること。
- ⑤ 調査の実施にあたっては、十分なアリ類の識別知識を有する者を含めることとす

る。

- ⑥ 踏査した軌跡はGPSデータで記録するとともに、ヒアリ等が確認された場合はGISソフトを使用して地図上（S1:5000以上）にその位置をプロットし、現地の状況を写真により記録すること。また、ベイトの設置個数と踏査距離から、ベイトの設置間隔を算出すること。GISデータの仕様については別紙1の解説書に従うこととし、GISデータ作成前に環境省担当官に確認すること。
- ⑦ 確認されたアリについては、少なくともヒアリ及びアカカミアリを含むヒアリ類4種群（*Solenopsis geminata* 種群、*Solenopsis saevissima* 種群、*Solenopsis tridens* 種群及び *Solenopsis virulens* 種群）、及び同様に特定外来生物であるココミアリ（*Wasmannia auropunctata*）、アルゼンチンアリ（*Linepithema humile*）、ハヤトゲフシアリ（*Lepisiota frauenfeldi*）であるか否かを明確にし、その他の種についても同定して結果を整理する。また、調査区内におけるアリ類の各種の分布状況の概要を種別に整理し、注意を要する種や分布拡大等が見られた場合にはそれを報告する。
- ⑧ 調査において特定外来生物であるアリと疑わしいアリを確認した場合には、速やかに環境省担当官に報告し、指示にしたがって適切に対処すること。
- ⑨ 調査は年間2回（夏季（5月～7月上旬を想定）、秋季（10月～11月を想定）に各1回）を基本とするが、時期の設定にあたっては天候や社会的情勢等にも左右されるため、十分余裕を持って計画し、環境省担当官と協議の上で決定すること。

（2）関係者との連携、連絡調整、情報提供

（1）に先立ち、環境省担当官と協議の上、事前に港湾関係者と連携して対応方針（調査地への立ち入りの許諾、調査実施日時・場所の設定、発見時の対応方法、調査地点・発見時の様子・同定結果のデータ等の公表方法等）を定める。また、本業務で得られた情報について、環境省担当官からの指示に従い、関係者へ電子メール等で情報提供を行う。

なお、本業務履行期間中に、各港湾の港湾管理者等よりヒアリ類と疑われる事例の通報があった場合には、速やかに環境省担当官の指示を仰ぐこと。

調査後速報をいれるとともに、調査の概要を夏季調査は令和8年7月31日までに、秋季調査は令和8年12月11日までに取りまとめて環境省担当官へ報告すること。

（3）港湾の概況に関する情報整理

調査や概要報告の完了後、港湾に関する基本情報やヒアリ類が営巣可能な場所の確認結果、調査ルート・地点を示した図面、概況写真を港湾毎の個票（別紙2）及びGISデータに整理すること。個票（別紙2）に関しては環境省担当官が示す様式によることとし、令和9年1月8日までに環境省担当官に提出する。

（4）業務打合せ

上記業務に伴う打合せを調査開始前の業務着手時及び業務取りまとめ時に各1回程度行うものとする（那覇市内を想定）。なお、業務着手時の打合せでは、業務実施計画書及び工程表をメール添付等により事前に提出すること。また、打合せ後は、速やかに記録簿を作成し、環境省担当官に提出するものとする。

3. 業務履行期限

令和9年2月12日まで

4. 成果物

業務全体の結果を取りまとめ、以下に定めるとおり成果物を提出する。なお、提出に際しては少なくとも1ヶ月前までにGISデータも含めて環境省担当官の了解を得ること。

(1) 報告書：4部（A4判50頁程度）

(2) 報告書の電子データを収納したDVD-R 1セット

・報告書の電子版

・業務時に撮影した写真

・個票（別紙2）※¹

・2. で得られたGISデータ（テキストファイル形式、shapeファイル形式及びKMLファイル形式）※¹

(3) 提出期限：令和9年2月12日

ただし、(2)の※¹については令和9年1月8日までに提出すること。

(4) 提出場所：沖縄奄美自然環境事務所野生生物課

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

5. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその

- 実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
- また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
- (参考) 環境省情報セキュリティポリシー
<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。協議した内容については記録簿を作成し、環境省担当官に提出するものとする。
- (2) 本業務を行うに当たっては、「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver. 4.1」(<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/file/hiariboujo.pdf>) 及び沖縄県が令和7年3月に作成した「沖縄県ヒアリ対策総合マニュアル (Ver. 2.0)」(<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/shizenseibutsu/1018702/1004814/1004818.html> の沖縄県ヒアリ対策総合マニュアルの策定) を参考とすること。
- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて本業務に係る資料を所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、本業務に係る資料における情報セキュリティ保護等の観点から、閲覧できない場合がある。
- 連絡先：沖縄奄美自然環境事務所 野生生物課 (TEL：098-836-6400)

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ・地理情報システム；ESRI 社 ArcGIS で表示できる形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。